

1 不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件

(1) 事件の概要

本事件は、熊本県から鹿児島県にまたがる不知火海の沿岸の漁民等が、チッソ株式会社水俣工場からの排水に起因した水俣病に罹患し、これによって精神上及び財産上の損害を被ったとして、チッソ株式会社を相手方（被申請人）として、賠償金の支払等を内容とする調停を求めたものである。

現在の調停手続では、水俣病患者の症状等に応じ、患者グループとチッソ株式会社との間の補償協定に定められたA、B、Cの3ランクのいずれに該当するかの判定を公害等調整委員会に求めることとした患者について、ランク付けを行い、各ランクに応じて個々人の補償額等の決定、家族の補償等を中心とした調停を行っている（ランク別の補償額等調停の内容については、表1－2－6参照）。（注）

申請は、昭和46年12月24日以降平成22年度末までに617件（患者数1,553人）となっている（表1－2－2）。

これらの申請は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。なお、同法の施行（昭和49年9月1日）前は（旧）公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和44年法律第90号））及び水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法（昭和53年法律第104号）により水俣病と認定された患者又はその遺族からのものである（表1－2－3）。

（注）水俣病患者の補償問題については、昭和48年3月20日、熊本地方裁判所において、原告勝訴判決があり、チッソ株式会社の不法行為責任が認められ、症度等に応じた慰謝料の支払が命じられた。

また、昭和48年4月27日、公害等調整委員会に係属中であった調停申請について、30人の患者とチッソ株式会社との間の調停が成立した。調停内容は、慰謝料については熊本水俣判決と同様の金額としたほか、特別調整手当（年金）の支給等を定めている。

さらに、昭和48年7月9日、訴訟や調停によらず、同社と直接交渉を行って補償問題の解決を図ろうとした患者グループが、同社との間に補償協定を締結した。協定は、上記判決及び調停の内容を踏まえ、患者へのA、B、Cの3ランクに応じた補償に加え、患者の医療及び生活保障のための基金設定を骨子としている。同日、他の患者グループもそれぞれ同じ内容の協定を締結した。その後、更に幾つかの患者グループが同様に協定を締結している。

協定は、それぞれのグループに属する患者について適用されるものであるが、協定締結以降に認定された患者についても、その希望に応じて適用されることになっている。

(2) 事件の処理経過

昭和48年度の第1次調停以来、平成22年度末までに53次にわたる調停を実施し、606件（患者数1,463人）について調停が成立した（表1－2－2）。

(3) 慰謝料額等変更申請

水俣病事件の調停の成立した患者のうち、Bランク及びCランクの生存者の場合には、調停条項の中に、「将来申請人の症状に第1項の（1）及び（4）の金額の増額を相当とするような変化が生じたときは、申請人は、これを理由として、調停委員会に対し、当該金額の変更を申請することができるものとする。」という条項がある（表1－2－6、「(4)調停調書の例」参照）。

第1次調停以降の調停成立者のうちから、この調停条項に基づいてなされた慰藉料額等変更申請を、平成22年度末までに549件受け付け、546件処理した。22年度中に新たに受け付けた申請は3件で、いずれも23年度に繰り越された（表1－2－4、表1－2－5）。

(4) 調停調書の例

Bランク生存者の場合の調停調書の例は、次のとおりである。

なお、Aランク生存者の場合の例は、慰藉料等の金額が異なること、第3項及び第4項（将来の申請人の症状の変化に関する取扱い）相当の定めがないことのほかは、このBランクの例と同様である。また、Cランク生存者の場合の例は、慰藉料等の金額が異なること、第5項（家族の慰藉料支払）相当の定めがないことのほかは、このBランクの例と同様である（表1－2－6）。

[Bランク調停調書の例]

平成○年（調）第○号

調 停 調 書

（申請人の住所・氏名）

大阪市北区中之島3丁目6番32号

被申請人 チッソ株式会社

上記代表者代表取締役 （氏 名）

上記当事者間の損害賠償調停申請事件について、当調停委員会は、平成○年○月○日○時○分水俣市○○会議室において

調停委員長 （氏 名）

調 停 委 員 （氏 名）

調 停 委 員 （氏 名）

列席し第1回調停期日を開いた。

申 請 人 （氏 名）

被申請人代理人 （氏 名）各出頭

上記期日において明確にした事項は、次のとおりである。

申請人が調停を求めた事項

申請人の申請の趣旨とするところは、申請人が被申請人会社水俣工場の排水に起因した水俣病に罹り、これによって精神上、財産上の損害を蒙ったので、これに関する紛争の一切を早期円満に解決するため、妥当な賠償金の支払を含む適切な調停を求めるというにある。

当委員会は、双方の主張、意見等を検討し、事実の調査をした上、申請人に対し、その精神的苦痛のほか、今後の治療費、過去及び将来の逸失利益、症状とその経過、年齢、職業、収入、その他諸般の事情を斟酌して、慰藉料の支払その他の給付をさせる調停案を作成し、調停を進めたところ、当事者双方は、調停案を受諾し、別紙調停条項のとおり、調停が成立した。

当事者双方は、それぞれ、本調書の記載が相違ないことを承認し、署名押印した。

申 請 人 （氏 名）印

被申請人代理人 （氏 名）印

平成○年○月○日

公害等調整委員会調停委員会

調停委員長 （氏 名）印

調 停 委 員 （氏 名）印

調 停 委 員 （氏 名）印

公害等調整委員会事務局

審 査 官 （氏 名）印

調 停 条 項

1 被申請人は、申請人に対し申請人本人の水俣病罹患について損害賠償責任があることを認

め、以下各項に定める金員の支払をすること。

- (1) 申請人本人に対する慰藉料金1,700万円及びこれに対する昭和○年○月○日（以下「認定申請日」という。）以降平成○年○月○日まで、内金1,600万円に対する同月○日以降同年○月○日まで、内金1,100万円に対する同月○日以降同年○月○日まで、内金600万円に対する同月○日以降同年○月○日まで、内金100万円に対する同月○日以降支払済みに至るまで、それぞれ、年5分の割合による遅延損害金

その支払方法は、元金内金100万円については平成○年○月○日支払済みの仮払金100万円、元金内金1,000万円については同年○月○日及び同年○月○日支払済みの仮払金各金500万円、元金内金500万円については同年○月○日支払済みの仮払金540万円の内金500万円をもって充当することとし、前記遅延損害金中金40万円については、前記仮払金540万円の内金40万円をもって充当することとし、前記元金及び遅延損害金の残額については、平成○年○月○日限り申請人方に送金して支払うこと。

- (2) 治療費

認定申請日以降の公害健康被害の補償等に関する法律（以下「補償法」という。）の規定による療養費及び療養手当に相当する額

- (3) 介護費

認定申請日以降の補償法の規定による障害補償費中の介護加算額に相当する額

- (4) 特別調整手当

平成○年○月○日以降1月につき金9万2,000円の割合による額（平成22年3月現在）

その支払方法は、毎月20日限りその月分を申請人方に送金して支払うこと。ただし、平成○年○月分までについては、既に支払済みの仮払金をもって充当するものとする。

- (5) 葬祭料

患者である申請人が将来死亡した場合における葬祭を主宰する者に対する葬祭料として、金54万9,000円（平成22年3月現在）

その支払方法は、当該主宰者より請求があったとき直ちに主宰者に送金して支払うこと。

- 2 前項の（4）及び（5）の金員については、物価の変動に応じ、総務省において作成する年度平均の熊本市消費者物価指数を用い、平成○年6月1日から起算して2年を経過した6月1日ごとに、それぞれの前年度の同指数の比率により改定するものとし、その中間の年の6月1日において、前年度の同指数が前々年度のそれより5%を上回った場合においては、当該時期において改定するものとする。

上記改定額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。

- 3 将来申請人の症状に第1項の（1）及び（4）の金額の増額を相当とするような変化が生じたときは、申請人は、これを理由として、調停委員会に対し、当該金額の変更を申請することができるものとする。
- 4 前項の規定により金額が変更された場合においては、被申請人は、変更された金額に係る差額を申請時から支払うものとする。
- 5 第3項の申請により金額が変更された場合においては、申請人は、調停委員会に対し、申請人の配偶者、子及び父母について、申請人の水俣病罹患による同人らの慰藉料につき、その存否及び金額の決定の申請をすることができるものとする。
- 6 申請人が水俣病により（その余病若しくは併発症又は水俣病に関係した事故による場合を含む。）死亡したときは、相続人は、申請人本人の慰藉料につき、申請人の配偶者、子及び父母は、自己の慰藉料につき、それぞれ、調停委員会に対し、その存否及び金額の決定の申請をすることができるものとする。
- 7 被申請人は、水俣病患者全体につき保護を要する患者の収容施設の整備拡充、治療及び訓練による社会復帰の促進、患者及びその家族に対する授産及び職業あっせん等実情に即した方策を講ずることによって、患者及びその家族の福祉の増進に寄与するよう努めること。
- 8 被申請人は、将来における公害発生の防止のため、水俣周辺海域の浄化対策について、関係省庁、地方公共団体に協力してその具体的方策の実施に努めるとともに、関係地方公

共団体との間に締結された公害防止協定は、誠実にこれを遵守履行すること。

9 当事者双方は、本調停によって本件紛争の一切を解決したものとし、以後互いに協力して、調停条項の円滑な実施に努めること。

10 本件調停手続の費用は、被申請人の負担とすること。

表 1 - 2 - 2 水 俣 病 に 係 る 損 害 賠 償 調 停 申 請 事 件 の 処 理 状 況

区 分 年 度	受 付		終 結		未 済	
	件 数	患 者 数	件 数	患 者 数	件 数	患 者 数
昭 和 46	4 件	31 人	0 件	0 人	4 件	31 人
47	11	147	0	0 (3)	15	175
48	25	193	10 (1)	106 (1)	29	261
49	8	28	21	172	16	117
50	42	259	24	253 (1)	34	122
51	54	117	40	131 (1)	48	107
52	62	206	32 (1)	86 (1)	77	226
53	41	112	71 (8)	161 (81)	39	96
54	48	72	34	86 (1)	53	81
55	34	43	49	71	38	53
56	43	49	33	48	48	54
57	48	62	40	45	56	71
58	42	54	45 (1)	55 (1)	52	69
59	31	41	40	53	43	57
60	31	39	38	49	36	47
61	31	38	44	57	23	28
62	21	21	28	33	16	16
63	14	14	18	18	12	12
平 成 元	5	5	12	12	5	5
2	13	13	9	9	9	9
3	2	2	10	10	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	0	0	1	1	0	0
7	0	0	0	0	0	0
8	0	0	0	0	0	0
9	0	0	0	0	0	0
10	0	0	0	0	0	0
11	0	0	0	0	0	0
12	2	2	1	1	1	1
13	0	0	1	1	0	0
14	0	0	0	0	0	0
15	0	0	0	0	0	0
16	0	0	0	0	0	0
17	0	0	0	0	0	0
18	0	0	0	0	0	0
19	1	1	1	1	0	0
20	0	0	0	0	0	0
21	0	0	0	0	0	0
22	2	2	2	2	0	0
計	617	1,553	606 (11)	1,463 (90)		

(注) () 内 は 取 下 げ 等 の 外 数 で あ る 。

(資 料) 公 害 等 調 整 委 員 会 事 務 局

表 1 - 2 - 3 年度別水俣病認定患者数

区 分 年 度	認 定 機 関 別 認 定 患 者 数			
	合 計	環 境 省	熊 本 県	鹿 児 島 県
昭和31～45	121 人	人	116 人	5 人
46	60		58	2
47	216		204	12
48	358		292	66
49	44		29	15
50	161		146	15
51	148		109	39
52	240		196	44
53	175		125	50
54	143	1	115	27
55	71	5	43	23
56	77	3	54	20
57	95	10	66	19
58	68	1	45	22
59	67	5	36	26
60	54	0	29	25
61	60	1	43	16
62	40	3	15	22
63	19	1	6	12
平成 元	13	1	1	11
2	18	0	7	11
3	4	1	0	3
4	3	0	1	2
5	1	0	1	0
6	1	0	1	0
7	3	0	3	0
8	2	0	1	1
9	0	0	0	0
10	0	0	0	0
11	2	0	1	1
12	1	0	0	1
13	0	0	0	0
14	0	0	0	0
15	0	0	0	0
16	0	0	0	0
17	0	0	0	0
18	1	0	1	0
19	2	0	2	0
20	1	0	0	1
21	2	0	2	0
22	0	0	0	0
計	2,271	32	1,748	491

(注) 1 昭和31～45年度の期間は、昭和31年12月1日～46年3月31日である。

2 昭和31～45年度の期間の認定患者数は、(旧)公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法施行以前の県条例等により判定された死亡者45人(熊本県44人、鹿児島県1人)を含む。

(資料) 環境省

表 1 - 2 - 4 水俣病に係る損害賠償調停申請
事件関連の慰籍料額等変更申請
の処理件数

年度 \ 区 分	受 付	終 結	未 済
昭 和 49	13件	0件	13件
50	13	0	26
51	8	12	22
52	42	12	52
53	46	10	88
54	15	33	70
55	22	49	43
56	29	33	39
57	39	30	48
58	29	39	38
59	25	31	32
60	23	31	24
61	33	28	29
62	22	34	17
63	18	22	13
平 成 元	14	15	12
2	14	19	7
3	18	13	12
4	15	18	9
5	21	17	13
6	9	13	9
7	11	11	9
8	7	10	6
9	10	10	6
10	5	8	3
11	7	5	5
12	7	5	7
13	2	7	2
14	0	2	0
15	1	1	0
16	4	0	4
17	4	6	2
18	9	8	3
19	5	5	3
20	2	3	2
21	4	3	3
22	3	3	3
計	549	546	

(資料) 公害等調整委員会事務局

表 1 - 2 - 5 平成 22 年度に係属した水俣病に係る損害賠償調停
申請事件関連の慰籍料額等変更申請一覧

事 件 番 号	申 請 受 付 年 月 日	処 理 年 月 日
47 年（調）第 10 号	平 成 21. 8. 21	平 成 22. 6. 7
58 年（調）第 7 号	22. 1. 4	22. 6. 7
57 年（調）第 52 号	22. 2. 15	22. 12. 3
62 年（調）第 16 号	22. 11. 12	計 3 件
52 年（調）第 8 号	22. 11. 26	
58 年（調）第 7 号	22. 12. 27	
計 6 件（うち平成 22 年度受付 3 件）		

（資料）公害等調整委員会事務局

表 1 - 2 - 6 水俣病ランク別補償額等一覧

項 目 \ 区 分	A ラ ン ク	B ラ ン ク	C ラ ン ク	備 考
1 慰 藉 料	1, 8 0 0 万円	1, 7 0 0 万円	1, 6 0 0 万円	水俣病認定申請日から年5分の遅延損害金
2 治 療 費	昭和48年7月9日以降同49年8月31日までの（旧）特別措置法の規定による医療費及び医療手当並びに同年9月1日以降の補償法の規定による療養費及び療養手当に相当する額			昭和48年7月9日以降の水俣病認定者は認定申請日から支給
3 介 護 手 当	昭和48年7月9日以降同49年8月31日までの（旧）特別措置法の規定による介護手当に相当する額に月1万円を加算した額及び同年9月1日以降の補償法の規定による障害補償費中の介護加算額に相当する額			同 上
4 特別調整 手 当				(1) 2年ごとに物価スライド（ただし、物価変動が著しい場合は1年目にも改定） (2) 昭和48年4月27日以降の水俣病認定者は認定日から支給
昭和48.4.27～				
49.5.31	6 万 円／月	3 万 円／月	2 万 円／月	
49.6.1～				
50.5.31	7 万 円／月	3 万 5, 0 0 0 円／月	2 万 4, 0 0 0 円／月	
50.6.1～				
51.5.31	8 万 5, 0 0 0 円／月	4 万 3, 0 0 0 円／月	3 万 円／月	
51.6.1～				
52.5.31	9 万 4, 0 0 0 円／月	4 万 8, 0 0 0 円／月	3 万 4, 0 0 0 円／月	
52.6.1～				
53.5.31	1 0 万 2, 0 0 0 円／月	5 万 2, 0 0 0 円／月	3 万 7, 0 0 0 円／月	
53.6.1～				
54.5.31	1 1 万 円／月	5 万 6, 0 0 0 円／月	4 万 円／月	
54.6.1～				
56.5.31	1 1 万 4, 0 0 0 円／月	5 万 8, 0 0 0 円／月	4 万 2, 0 0 0 円／月	
56.6.1～				
58.5.31	1 2 万 9, 0 0 0 円／月	6 万 6, 0 0 0 円／月	4 万 8, 0 0 0 円／月	
58.6.1～				
60.5.31	1 3 万 5, 0 0 0 円／月	6 万 9, 0 0 0 円／月	5 万 1, 0 0 0 円／月	
60.6.1～				
62.5.31	1 4 万 2, 0 0 0 円／月	7 万 3, 0 0 0 円／月	5 万 4, 0 0 0 円／月	
62.6.1～				
平成元.5.31	1 4 万 5, 0 0 0 円／月	7 万 5, 0 0 0 円／月	5 万 5, 0 0 0 円／月	
元.6.1～				
3.5.31	1 4 万 6, 0 0 0 円／月	7 万 6, 0 0 0 円／月	5 万 6, 0 0 0 円／月	
3.6.1～				
5.5.31	1 5 万 7, 0 0 0 円／月	8 万 2, 0 0 0 円／月	6 万 円／月	
5.6.1～				
7.5.31	1 6 万 5, 0 0 0 円／月	8 万 6, 0 0 0 円／月	6 万 3, 0 0 0 円／月	
7.6.1～				
9.5.31	1 6 万 8, 0 0 0 円／月	8 万 8, 0 0 0 円／月	6 万 5, 0 0 0 円／月	
9.6.1～				
11.5.31	1 6 万 9, 0 0 0 円／月	8 万 9, 0 0 0 円／月	6 万 6, 0 0 0 円／月	
11.6.1～				
13.5.31	1 7 万 3, 0 0 0 円／月	9 万 1, 0 0 0 円／月	6 万 8, 0 0 0 円／月	
13.6.1～				
15.5.31	1 7 万 2, 0 0 0 円／月	9 万 1, 0 0 0 円／月	6 万 8, 0 0 0 円／月	
15.6.1～				
17.5.31	1 7 万 円／月	9 万 円／月	6 万 7, 0 0 0 円／月	
17.6.1～				
19.5.31	1 7 万 円／月	9 万 円／月	6 万 7, 0 0 0 円／月	
19.6.1～				
21.5.31	1 7 万 円／月	9 万 円／月	6 万 7, 0 0 0 円／月	
21.6.1～				
23.5.31	1 7 万 3, 0 0 0 円／月	9 万 2, 0 0 0 円／月	6 万 8, 0 0 0 円／月	

（注）上記表中 「（旧）公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和44年法律第90号）」は「（旧）特別措置法」と、「公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）」は「補償法」とそれぞれ略称した。

（資料） 公害等調整委員会事務局

項 目	区 分	A ラ ン ク	B ラ ン ク	C ラ ン ク	備 考	
5 葬 祭 料	期 間 金 額				(1) 4 の備考(1)に同じ (2) 死亡時の金額を葬祭の主宰者に支給	
	昭和 4 9 . 5 . 3 1 まで					
	4 9 . 6 . 1 ~		5 0 . 5 . 3 1	2 0 万 円		
	5 0 . 6 . 1 ~		5 1 . 5 . 3 1	2 3 万 3 , 0 0 0 円		
	5 1 . 6 . 1 ~		5 2 . 5 . 3 1	2 8 万 3 , 0 0 0 円		
	5 2 . 6 . 1 ~		5 3 . 5 . 3 1	3 1 万 3 , 0 0 0 円		
	5 3 . 6 . 1 ~		5 4 . 5 . 3 1	3 3 万 9 , 0 0 0 円		
	5 4 . 6 . 1 ~		5 6 . 5 . 3 1	3 6 万 4 , 0 0 0 円		
	5 6 . 6 . 1 ~		5 8 . 5 . 3 1	3 7 万 5 , 0 0 0 円		
	5 8 . 6 . 1 ~		6 0 . 5 . 3 1	4 2 万 2 , 0 0 0 円		
	6 0 . 6 . 1 ~		6 2 . 5 . 3 1	4 4 万 1 , 0 0 0 円		
	6 2 . 6 . 1 ~平成		元 . 5 . 3 1	4 6 万 3 , 0 0 0 円		
	平成	元 . 6 . 1 ~	3 . 5 . 3 1	4 7 万 1 , 0 0 0 円		
		3 . 6 . 1 ~	5 . 5 . 3 1	4 7 万 4 , 0 0 0 円		
		5 . 6 . 1 ~	7 . 5 . 3 1	5 0 万 8 , 0 0 0 円		
		7 . 6 . 1 ~	9 . 5 . 3 1	5 3 万 3 , 0 0 0 円		
		9 . 6 . 1 ~	1 1 . 5 . 3 1	5 4 万 3 , 0 0 0 円		
		1 1 . 6 . 1 ~	1 3 . 5 . 3 1	5 4 万 5 , 0 0 0 円		
		1 3 . 6 . 1 ~	1 5 . 5 . 3 1	5 5 万 7 , 0 0 0 円		
		1 5 . 6 . 1 ~	1 7 . 5 . 3 1	5 5 万 4 , 0 0 0 円		
1 7 . 6 . 1 ~		1 9 . 5 . 3 1	5 4 万 6 , 0 0 0 円			
1 9 . 6 . 1 ~		2 1 . 5 . 3 1	5 4 万 4 , 0 0 0 円			
2 1 . 6 . 1 ~	2 3 . 5 . 3 1	5 4 万 2 , 0 0 0 円				
2 3 . 6 . 1 ~		5 4 万 9 , 0 0 0 円				
6 症 状 の 見 直 し		将来、症状に、上位ランクに変更することを相当とするような変化が生じたときは、調停委員会に対し、上記 1 及び 4 の金額の変更を申請することができる。				
7 近親者の 慰 藉 料	配偶者等の慰藉料につき、その存否及び金額の決定を、調停委員会に申請できる。			上記 6 により、金額の変更があったとき、左の申請ができる。		
8 申請人が 水俣病に より死亡 したとき の慰藉料	相続人等は、死亡者本人及び自己の慰藉料につき、調停委員会に対し、その存否及び金額の決定の申請をすることができる。					
9 患者・家族の福祉 対 策	チッソ株式会社は収容施設の整備拡充、治療及び訓練、授産及び職業のあっせん等の方策を講ずることにより、患者及びその家族の福祉増進に寄与するよう努める。					
10 公害防止 対 策	チッソ株式会社は水俣湾浄化対策を含めた原状回復措置についての具体的方策の早期実現に努め、これについての責任を負担するとともに、既に締結された公害防止協定は、誠実にこれを遵守履行する。					
11 調停手続 費 用	チッソ株式会社の負担					

(資料) 公害等調整委員会事務局